

令和4年度 小・中学校給食費の 半額を助成します

【対象者】

- 小坂小・中学校に在籍する児童生徒の保護者
- 町外の小中学校に在籍する児童生徒の保護者で町内に住所を有する方

【助成内容】

保護者が負担する学校給食費の半額を助成します。

- ①小坂小・中学校では、学校へ納める給食費が半額になります。
- ②町外の小中学校では、年間に負担した給食費が確定した後、その半額を保護者へ直接助成します。

【申請手続き】

小坂小・中学校は、学校から児童生徒へ申請書を配布していますので、期日までに学校へ提出してください。町外の小中学校については、来年度末に教育委員会から別途手続きについてお知らせします。

【申請期限】

3月15日(火)

■お問い合わせ先
教育委員会総務班 (TEL29-2342)

小坂町燃料券

【3月31日(木)までにご使用ください】

1月に交付した小坂町燃料券の使用期限は、**3月31日(木)まで**です。使用期限を過ぎると使用できなくなりますので、使い忘れないようご注意ください。

また、交付対象者で燃料券をまだ受け取っていない方は、お早めにお問い合わせください。

◎使用上の注意事項

- ・町内指定事業所のみで使用できます。
 - ・事業所に燃料券を使用することを事前にお伝えください。
 - ・おつりは出ません。
- 1,000円単位でご使用ください。



◎対象者

令和3年12月1日時点で、住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主

※福祉施設等に入所している方を除く。

■お問い合わせ先
観光産業課観光商工班 (TEL29-3908)

子育て世帯への臨時特別給付金 申請はお済みですか?

18歳以下の子どもを養育している世帯に対し、対象者一人当たり10万円の臨時特別給付金(子育て世帯への臨時特別給付金)を給付しています。

期限がありますので申請がお済みでない世帯はお早めに手続きをしてください。

小坂町では所得制限を設けず、18歳以下の子どもを養育している全世帯に給付します。

申請者(保護者)	対象者(子ども)の生年月日	申請について
高校生等の保護者	平成15年4月2日～平成18年4月1日に生まれた子ども	随時受付中
新生児の保護者	令和4年3月31日までに生まれる子ども	児童手当申請時にご案内します。

※児童手当受給世帯には振込済みです。
※保護者が公務員の方も申請が必要です。
※子どもが小坂町以外の市町村に住んでいる場合は通知が発送されませんのでお問い合わせください。
※詳しくは広報こさか令和4年1月号8ページをご覧ください。

【申請期限】3月31日(木)

※3月18日(金)以降に生まれた子どもは、出生後15日以内に申請した場合に限り、申請期限後でも受付可能です。

■お問い合わせ先
福祉課町民福祉班 (TEL29-3925)

特別児童扶養手当の お知らせ

概要

精神または身体に障害のある状態と認められる20歳未満の児童について、認定を受けることで児童を監護している方に手当が支給されます。

ただし、対象児童が児童福祉施設等に入所している場合は手当を受給することができません。

また、所得が一定以上ある場合は、手当の支給が停止されます。

請求手続きと手当の支給

支給要件に該当する方は、請求の手続きが必要ですが、要件に該当していても、請求しないと受給することができませんのでご注意ください。

請求後、秋田県から認定を受けることにより手当が支給されます。

支給要件等は、福祉課町民福祉班へお問い合わせください。

■お問い合わせ先
福祉課町民福祉班 (TEL29-3925)